

○那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱

平成30年3月30日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年那珂市告示第12号。以下「実施要綱」という。）第3条第1号イ（ウ）に規定する通所型サービスB（以下「通所型サービスB」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 通所型サービスBの対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第4項に規定する要支援者
- (2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づく、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの
- (3) その他市長が適当と認める者

(事業の内容)

第3条 この事業は、前条に規定する対象者のうち介護予防ケアマネジメント（実施要綱第3条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）に基づき、当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、その居住地の通りの場において、体操、レクリエーション、認知症予防等の介護予防に資するサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

2 通所型サービスBを実施しようとする団体（以下「事業者」という。）は、前条に規定する対象者以外の幅広い世代の地域住民にも開放し、交流を促進するものとする。

(実施方法)

第4条 事業者は、前条に規定するサービス提供の趣旨を理解した上で、介護予防ケアマネジメントに基づき、サービスを提供するものとする。

2 事業者は、前項の規定によりサービスの提供をするときは、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用者負担額等)

第5条 通所型サービスBの利用者負担額は、1回当たり100円以上とする。

2 材料費等の実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

(事業者の要件)

第6条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 自治会、地区まちづくり委員会等の住民組織
- (2) ボランティア団体
- (3) 特定非営利活動法人

(4) 社会福祉法人

2 事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 活動が非営利、公益的及び自発的であること。

(2) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。

(従事者の基準等)

第7条 事業者は、事業を実施する際には、その事業に従事する者（以下「従事者」という。）を置くものとする。

2 従事者は、事業実施に適切な人材を置くものとし、当該事業を行うために置くべき従事者の員数は、利用者の数が10人までの場合にあっては1以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては利用者1人に対して必要と認められる数とする。

(衛生管理等)

第8条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第9条 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該対象者の家族、当該対象者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止又は休止に係る便宜の提供)

第11条 事業者は、通所型サービスBの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業廃止・休止届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等、他のサービス提供者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(事業再開の届出)

第12条 前条の規定により届出をした者は、届出に係る事業を再開しようとするときは、当該再開の10日前までに那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所

型サービスB事業再開届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、次に掲げる要件を全て満たすものについては、通所型サービスB事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することができるものとし、補助金の交付に関する手続き等については、那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂町規則第19号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

- （1） 1回当たりの実施時間がおおむね2時間以上であること。
- （2） 1週間に1回以上実施していること。
- （3） 1回当たりの利用者が5人以上であること。

（補助金の額）

第14条 補助金の額は、別表第1に定める基本運営費及び1月当たりの運営経費に実施月数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助対象の経費）

第15条 補助対象となる経費は、別表第2に定めるものとし、次に掲げるものは除くものとする。

- （1） 事業者の人件費等及び事業の実施に直接関わりのない備品等の購入費
- （2） 補助対象事業の実施に際し、入場料、参加費その他これらに類する費用を徴収する場合は、当該費用相当分

（補助金の交付申請）

第16条 補助金の交付を受けようとするときは、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により事業者に対し通知するものとする。

（補助金の変更承認）

第18条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた事業者は、申請内容に変更が生じるときは、遅滞なく那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費補助金変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の変更承認決定）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の変更承認の申請があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは補助金の変更承認を決定し、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費補助金変更承認決定通知書（様式第7号）により事業者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第20条 事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内に那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収証の写し等
- (4) 活動状況が分かる印刷物、写真等
- (5) その他

(補助金の請求)

第21条 補助金の交付決定の通知を受けた事業者は、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払又は前払金として交付することができる。

(交付決定の取消し)

第22条 市長は、補助金の交付を決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 事業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金交付に関する申請、報告、事業の実施等について不正な行為があったとき。
- (5) 事業者が第6条に定める要件を満たさないと認められるとき。
- (6) 事業者が実施する通所型サービスBが、第13条に定める要件を満たさないと認められるとき。

(補助金交付の有効期間)

第23条 補助金交付の有効期間は、基準日から1年間とする。ただし、基準日以降、年度途中で補助金交付が決定された事業者は、決定通知された日から有効期間までの残りの期間とする。

2 基準日は、毎年4月1日とする。

(補助金の返還)

第24条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(実地調査等)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、実地調査し、又は必要な指示をすることができる。また、必要に応じて、市長が次に掲げる帳簿等

の閲覧又は写しの提出を求めたときは、事業者はその求めに応じなければならない。

- (1) 収入支出状況を記載した帳簿
  - (2) 預金通帳
  - (3) 支出を証明するための領収証等
- (留意事項)

第26条 事業者は、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 食事を提供する際の保健所への所定の手続及びその衛生管理
  - (2) 茶菓等を提供する際の衛生管理
- (補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

種別	サービス開始月	補助基準額
基本運営費	4月から6月まで	8万円
	7月から9月まで	6万円
	10月から12月まで	4万円
	1月から3月まで	2万円
1月当たり運営経費	—	1万円

別表第2 (第15条関係)

科目	経費の種類
報償費	講師謝礼、ボランティア費用弁償等
需用費	消耗品費、印刷製本費、物品購入費、光熱水費等
役務費	通信運搬費等
使用料及び賃借料	会場使用料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

様式第1号（第4条関係）

那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施届出書

年 月 日

那珂市長 様

届出者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ④  
電話番号

次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業を実施したいので、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業実施団体名	
サービス提供場所の名称	
サービス提供場所の所在地	
代表者の氏名・連絡先	
サービス開始の予定年月日	年 月 日
参加予定者数	人
主なサービス	
備 考	

様式第2号（第11条関係）

那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業廃止・休止届

年 月 日

那珂市長 様

届出者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ④  
電話番号

次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業を廃止又は休止したいので、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃止・休止する事業所	名称
	所在地
廃止・休止の別	廃 止 ・ 休 止
廃止・休止年月日	年 月 日
廃止・休止の理由	
現にサービスを受けている者に対する措置	
休止予定期間 (休止の場合のみ記入)	年 月 日から 年 月 日まで

※廃止又は休止の1月前までに提出してください。

様式第3号（第12条関係）

那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業再開届

年 月 日

那珂市長 様

届出者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ④  
電話番号

次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業を再開したいので、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

サービスの提供場所	名称
	所在地
再開年月日	年 月 日
再開の理由	

※再開の10日前までに提出してください。

様式第4号（第16条関係）

那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費補助金交付申請書

年 月 日

那珂市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

通所型サービスB事業費補助金の交付を受けたいので、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第16条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書（別紙1）
  - (2) 収支予算書（別紙2）
  - (3) その他

## 別紙 1

## 事業計画書

サービス提供場所の名称	
サービス提供場所の所在地	
代表者の氏名・連絡先	
サービス開始の予定年月日	年 月 日
参加者数	人
受入可能利用者数	人
従事者数（1回当たり）	人
利用料（1回当たり）	円
開催回数（1月当たり）	回程度
開催日時	( ) 曜日 時 分から 時 分まで ( ) 曜日 時 分から 時 分まで
主なサービス	

## ※添付書類

- (1) 業務に直接従事する従事者名簿
- (2) 利用者名簿

別紙2

収 支 予 算 書

(収入)

区 分	金 額	内 訳
計		

(支出)

区 分	金 額	内 訳
計		

様式第5号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

那珂市長



那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費  
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった通所型サービスB事業費補助金の交付については、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第17条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第6号（第18条関係）

那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費補助金変更申請書

年 月 日

那珂市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付で交付決定のあった通所型サービスB事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第18条の規定により申請します。

記

1 補助金の額 交 付 額 円  
変更申請額 円

2 変更の理由

3 添付書類  
(1) 事業計画書（別紙1）  
(2) 収支予算書（別紙2）  
(3) その他

様式第7号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

那珂市長



那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費  
補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった通所型サービスB事業費補助金の変更については、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第19条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金変更決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第8号（第20条関係）

那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費実績報告書

年 月 日

那珂市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定のあった補助事業について、事業が完了したので、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第20条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) 補助対象経費に係る領収証の写し等
- (4) 活動状況が分かる印刷物、写真等
- (5) その他

## 別紙 1

## 事業報告書

サービス提供場所の名称	
サービス提供場所の所在地	
年間参加者数	延べ 人 (うち利用対象者数 人)
年間従事者数	延べ 人
年間開催日数 (回数)	年間 日 (延べ 回)
活動内容	
事業の目的及び効果	
今後の目標及び改善点	

月別利用状況

月	開催日数 実施回数	延べ参加 者数(人)	延べ利用対 象者数(人)	延べ従事 者数(人)	主な活動内容
4	日 回				
5	日 回				
6	日 回				
7	日 回				
8	日 回				
9	日 回				
10	日 回				
11	日 回				
12	日 回				
1	日 回				
2	日 回				
3	日 回				
合計	日 回				

別紙2

収 支 決 算 書

(収入)

区 分	金 額	内 訳
計		

(支出)

区 分	金 額	内 訳
計		

様式第9号（第21条関係）

那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業費補助金請求書

年 月 日

那珂市長 様

請求者 所在地  
団体名  
代表者氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付で交付決定のあった通所型サービスB事業費補助金について、那珂市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスB事業実施要綱第21条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先金融機関

金融機関名					支店等名				
口座種別	普通 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									